

成案決定会合 運営要領（案）

成案決定会合の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

- 1 成案決定会合の議事概要は、原則として、会議後速やかに公表する。
- 2 成案決定会合における配布資料は、会議終了後、原則として、公開する。
- 3 成案決定会合の終了後、議長補佐による記者会見を実施する。
- 4 この運営要領に定めるもののほか、成案決定会合の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

(以上)